

介護予防・日常生活支援総合事業について

～ 平成29年度からの事業概要 ～

(港区)

平成29年2月13日(月) 事業者説明会

高齢者支援課・介護保険課

目次

1	総合事業における区の考え方、総合事業の充実により期待する効果	1
2	平成29年度からの総合事業の概要について	2
3	指定事業者が行うサービスの内容・単位等について	5
4	その他の新たに実施する訪問型サービスの内容について	6
5	新たに実施する通所型サービスの内容について	7
6	訪問型及び通所型サービスの併用について	8
7	区分支給限度額について	9
8	指定事業者が行うサービスの基準について	10
9	一定の研修及びサービスコードについて	11
10	生活援助サービスの事業者指定について	12
11	その他(今年度からの変更事項や留意点等)	13

総合事業における区の考え方

- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活し、加齢に伴う生活機能の低下がみられてもその状態を改善、悪化の防止、維持ができるような仕組みを構築します。
- 自宅から歩いて行ける施設で介護予防事業を推進することで、地域活性化への好循環に繋がります。

総合事業の充実により期待する効果

- 総合事業の充実により期待する効果
 - 高齢者
 - ・ 健康寿命の延伸
 - ・ 在宅生活の維持
 - ・ 生活の質の向上
 - 区
 - ・ サービスの充実
 - ・ 地域の活性化
 - ・ 費用負担の軽減

指定事業者が行うサービスの内容・単位等について

名 称	訪問介護サービス(現行相当サービス)	生活援助サービス(区独自基準サービス)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員等(一定の研修受講者含む)による生活援助 【1回 60分程度とする】
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ○資格のある訪問介護員によるサービスが必要な人 <ul style="list-style-type: none"> -認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う人 -退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要な人 ○身体介護を伴う日常生活援助が必要であると判断された人 	○日常生活支援が必要と判断された左記以外の人
サービスコード	A1 みなし指定事業者 A2 平成27年4月1日以降の指定事業者	A3 (指定事業者) 【限度額管理の対象サービス】
算定単位	月包括単価	1回ごとの実績払い
単 位	週1回 1,168 単位 週2回 2,335 単位 週2回を超える程度 3,704 単位	1回 225 単位 (上限:週2回)
加 算	【加算】 初回加算 200 単位 生活機能向上加算 100 単位 処遇改善加算(※) (86/1000など)	【加算】 初回加算 200 単位 処遇改善加算(※) (86/1000など)
利用者負担	原則1割負担(一定以上の所得の利用者は2割負担)	原則1割負担(一定以上の所得の利用者は2割負担)
ケアマネジメント	高齢者相談センター(委託可能) ※現状どおり	高齢者相談センター(委託可能:実施方法・単価・様式等、基本的に現状どおり。ただし、提供表に限り「生活援助」と記載ください。)

その他の新たに実施する訪問型サービスの内容について

名 称	相互支援サービス(住民主体型サービス)	訪問型介護予防サービス(短期集中型サービス)
サービス内容	住民が担い手として話し相手となり、話を聞きながら行う、洗濯や掃除などの簡易な生活援助(1回 60分程度 上限 週2回)	看護師等の専門職が自宅を訪問し、生活改善のアドバイスや日常生活に関することの指導などを行います。
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみ世帯の高齢者 ○簡易な支援により日常生活が保てる人 (ケアマネジメントにおいて、資格を有する訪問介護員以外の担い手がサービスを提供することが可能と判断する人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○虚弱や閉じこもりの傾向があり、生活改善などが必要と認められる人
実施方法	<p>区事業 委託先: 港区シルバー人材センター NPOニッポン・アクティブライフ・クラブ 担い手: 研修を修了した住民がサービスを提供</p>	<p>区事業 サービス提供機関: 高齢者相談センター</p>
利用者負担	1回あたり 200円	なし
利用手順	高齢者相談センターから委託先へ依頼する	高齢者相談センターで調整
ケアマネジメント	高齢者相談センター(委託不可)	高齢者相談センター(委託不可)
備考	限度額管理の対象外サービス	

新たに実施する通所型サービスの内容について

名 称	(仮称)みんなで元気クラブ(住民主体型サービス)	【参考】みんなと元気塾
サービス内容	区が養成した介護予防リーダーが企画運営する事業で、楽しみながら介護予防に取り組める講座です。	専門職が生活機能の改善や向上のためのトレーニングや講義などを行う各種講座です。
対 象 者	○講座に参加することにより、筋力や口腔機能等の特定機能の維持等が見込まれる人	○専門職の指導のもと、短期間の講座に参加することにより、筋力向上や口腔機能等の特定機能の維持や向上等が見込まれる人
期 間	1クール 3か月程度	1クール 3か月～6か月程度
実施方法	区事業	区事業
実施場所	介護予防総合センター(ラクっちゃ)	いきいきプラザ等
利用者負担	なし	なし
利用手順	高齢者相談センターで受付	高齢者相談センターで受付
ケアマネジメント	高齢者相談センター(委託不可)	高齢者相談センター(委託不可)
備考	限度額管理の対象外サービス	

訪問型及び通所型サービスの併用について

	訪問介護サービス	生活援助サービス	相互支援サービス	訪問型介護予防サービス	通所介護サービス	みんなで元気クラブ	みんなと元気塾
訪問介護サービス	/	×	×	×	○	○	○
生活援助サービス	×	/	×	×	○	○	○
相互支援サービス	×	×	/	×	○	○	○
訪問型介護予防サービス	×	×	×	/	○	○	○
通所介護サービス	○	○	○	○	/	○	○
みんなで元気クラブ	○	○	○	○	○	/	○
みんなと元気塾	○	○	○	○	○	○	/

※1 訪問型サービスは、通所型サービスのみ併用可能です(訪問型サービスの利用は1種類のみ)。

※2 通所介護サービスは、介護予防通所リハビリテーションとの併用はできません。

区分支給限度額について

○ 支給限度額については、これまでと同様で以下のとおりです。ただし、新たに生活援助サービスも対象となります。

※相互支援サービス、(仮称)みんなと元気クラブ、みんなと元気塾は対象外です。

利用者区分	サービスの利用例	ケアマネジメント	支給限度額
事業対象者	訪問型サービスのみ	介護予防ケアマネジメント	5,003単位
	通所型サービスのみ		
	訪問型 + 通所型		
要支援1	訪問型サービスのみ	介護予防ケアマネジメント	5,003単位
	通所型サービスのみ		
	訪問型 + 通所型		
	【予防給付】のみ	介護予防支援	
	【予防給付】 + 訪問型		
	【予防給付】 + 通所型		
	【予防給付】 + 訪問型 + 通所型		
要支援2	訪問型サービスのみ	介護予防ケアマネジメント	10,473単位
	通所型サービスのみ		
	訪問型 + 通所型		
	【予防給付】のみ	介護予防支援	
	【予防給付】 + 訪問型		
	【予防給付】 + 通所型		
	【予防給付】 + 訪問型 + 通所型		

指定事業者が行うサービスの基準について

名 称	訪問介護サービス(現行相当サービス)	生活援助サービス(区独自基準サービス)		
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員等(一定の研修受講者含む)による生活援助 【1回 60分程度とする】		
基準	「介護給付」との一体型	訪問介護又は訪問介護サービス(現行相当サービス)の事業者指定を受けていること		
人 員	【管理者】	常勤・専従1以上 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能)	【管理者】	左記と同様
	【訪問 介護員等】	常勤換算2.5以上 (資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)	【訪問 介護員等】	左記と同様 (ただし、他のサービスに支障がない場合、生活援助サービスに限り、一定の研修修了者も従事可能とする。)
	【サービス 提供責任 者】	常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上 (資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者)	【サービス 提供責任 者】	左記と同様
設 備	・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品	左記と同様		
運 営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	左記と同様		

一定の研修について

○ 生活援助サービスの基準に記載のある一定の研修の内容は、次のとおりです。

- ・講義
 - ①介護保険制度(総合事業も含め)について ②要支援者等に対する訪問型サービスについて
 - ③高齢者の特徴の理解(高齢者に多くみられる病気や症状(認知症高齢者も含め)、身体機能や生活機能の低下による身体的な変化や日常生活における困りごと など) ④コミュニケーションの基礎知識 ⑤個人情報保護
 - ⑥リスクマネジメント(応急手当や普通救命救急、緊急時・事故発生時の対応、感染症対策 など)
 - ⑦サービス提供時の役割について(記録の記載方法、不正の防止 など)
- ・演習
 - ①福祉サービスを提供する際の基本的な態度 ②基礎的な介護技術 ③事例の検討
- ・その他
 - ①有資格者との現場随行

○ 研修を区で実施する予定はありません。上記と同等の研修を事業所で実施し修了した者、または外部の研修で同等の研修を受講し、修了した者を一定の研修修了者とします。(研修実施前、外部研修受講前に事前にご連絡ください。)

サービスコードについて

○ 平成29年4月1日からは、これまでの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護がすべて総合事業のサービスに移行します。

訪問介護サービス	A1(みなし指定事業者)、A2(平成27年4月1日以降に東京都の事業者指定を受けた事業者)
生活援助サービス	A3(新たに設定するコード)→CSVファイルも含め、近日中にホームページ上に掲載予定
通所介護サービス	A5(みなし指定事業者)、A6(平成27年4月1日以降に東京都の事業者指定を受けた事業者)

生活援助サービスの事業者指定について

(1) 事業者指定の条件

- ・訪問介護又は介護予防訪問介護(みなし事業所)の指定を受けていることを前提とする。
- ・人員や設備等の基準は、原則として現行指定介護予防訪問介護事業者に適用される基準に準拠し、介護給付と一体的な運用を基本とする。
- ・管理者 常勤・専従1人以上(他の職務、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可)
- ・訪問介護員 常勤換算2.5人以上(一定の研修修了者以外は兼務可)
【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者(生活援助サービスは一定の研修修了者も可)】
- ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上(一部非常勤職員も可能)

(2) 指定申請の手続き

- ・提出書類 ① 港区介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定・更新申請書
- ② 付表
- ③ 総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ④ 指定通知書の写し

(3) 提出期限

平成29年3月3日(金)必着 (郵送可:宛先は14ページをご覧ください。また「生活援助申請書在中」とご記入ください。)

(4) 通知

審査を行い、区が指定を認めた場合は、3月17日(金)頃を目安に、通知を発送します。

その他(今年度からの変更事項や留意点等) (1)

①生活援助サービス

- ・本日のポイント(事業内容、基準、一定の研修修了者、指定申請、サービスコード、 など)
- ・定款、運営規程、契約書、重要事項説明書の記載について

基本的に、介護保険法で使用されている「第1号訪問事業」が記載されていれば問題ありません。

例えば、「介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業」など(港区の場合、訪問介護サービスに相当)、サービスに限られる表現で記載されている場合は、生活援助サービスを含めた表現に修正する必要があります。

平成30年3月31日までは、「介護予防訪問介護」を併用して実施している自治体もあります。ご注意ください。

指定申請をしないみなし指定の事業所については、みなし指定の有効期間以降は、自治体が定める指定基準に基づき指定の更新が必要です。更新までには、第1号訪問事業の記載をしておく必要があります。

②介護職員処遇改善加算について

- ・介護職員処遇改善加算の拡充(国の通知:平成29年1月30日付)

(別紙:「平成29年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の拡充について」(介護保険最新情報 Vol. 580))

→昇給と結びつけたキャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施する

【手続きが必要な事業所】

総合事業において介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業所

【手続時期】

国から様式例等が示された後(3月以降の予定)、改めてお知らせします。

その他(今年度からの変更事項や留意点等) (2)

③ 今後のスケジュール等

- ・指定関係の申請書や必要な書類、サービスコードなど、今後は基本的にホームページ上で公開する予定です。港区のホームページのトップページから、「介護予防・日常生活支援総合事業」で検索ください。近日中にアップできる予定です。
- ・事業についてのQ&Aについても、本日の説明会後に記入していただく質問も含め、今後ホームページ上で公開する予定です。
- ・区民向けのパンフレットは、現在作成中です。(3月完成予定)
- ・生活援助サービスの請求については、システム対応等も想定されますので、対応をお願いします。

④ 申請書提出先

保健福祉支援部高齢者支援課総合事業推進担当

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号